

# 未成年競技者親権者からの ドーピング検査に対する「同意書」の取得について

公益財団法人日本レスリング協会

2015年1月1日から施行されている世界アンチ・ドーピング規程の「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」において、大会主催組織は未成年競技者の親権者から同意（parental consent）を取得することが求められました。

これにより、日本レスリング協会においても、ドーピング検査対象となりうる未成年競技者の親権者から、同意書の取得が必要となりました。

つきましては、添付した同意書へ必要事項を記入し、以下①もしくは②のいずれかにより提出して下さい。

## ①（公財）日本レスリング協会事務局へ提出

明治杯平成 27 年度全日本選抜レスリング選手権大会において、未成年アスリート本人が出場する2日前（計量日の前日）までに、必着もしくは持参。

## ②明治杯大会会場の受付へ提出

明治杯平成 27 年度全日本選抜レスリング選手権大会において、未成年アスリート本人が出場する前日に行われる、計量前の受付時に持参。

お手数をおかけ致しますが、ご協力の程、宜しくお願い致します。

## ※世界アンチ・ドーピング規程における「未成年」競技者の年齢設定について

改訂版 2015 年世界アンチ・ドーピング規程では、「未成年」を、統一の定義として「18歳未満」として規定していますが、日本の法律上、「未成年」は「20歳未満」となりますので、競技会に参加し、ドーピング・コントロール（一連のドーピング検査に係ること）の対象となることについて満 20 歳になるまで、親権者からの「同意書」取得が必要となります。